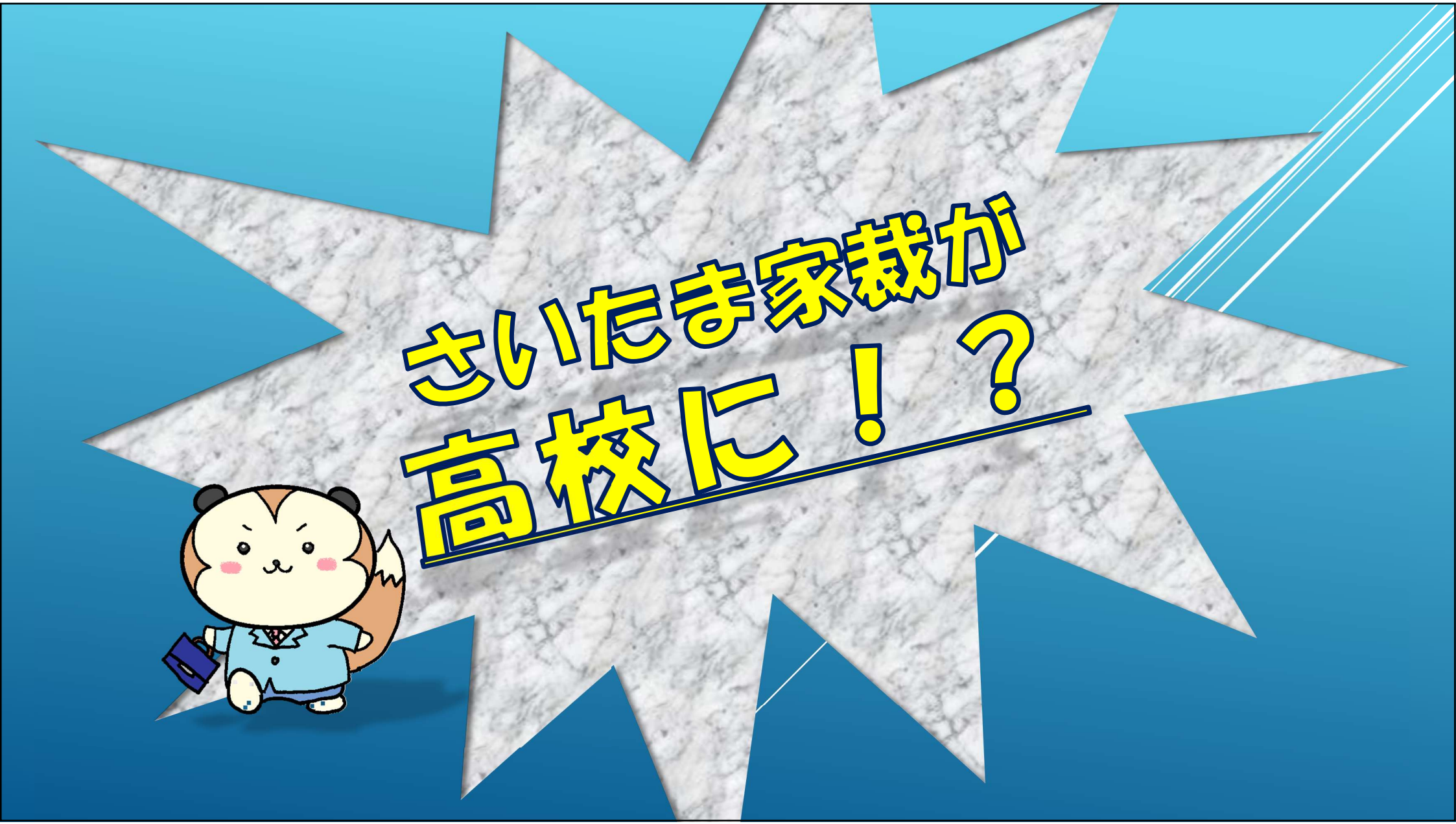
さいたま家裁が
高校に！？

▶＞＞　浦和高校へ出前講義に行きました！　＜＜

罪の重さに応じた刑罰を与える刑事裁判と、教育を施すことによって少年の健全な育成を図る少年審判の違いや、生活の中で問題点の改善のために指導助言を受ける保護観察、少年院で非行につながる問題について指導を受ける少年院送致、一定期間、少年の生活を観察し、その様子を踏まえて処分を決める試験観察といった、裁判官が決定する処分の種類を説明しました。

裁判官

書記官

事件の発生から警察官及び検察官の捜査を経て、家庭裁判所で事件を引継ぎ、調査官による少年の調査の上、裁判官が少年や保護者の話を聞く非公開の審判を行うという手続の流れや少年事件における被害者配慮制度について説明しました。

捜査機関からの記録や少年、保護者との面談、心理テストなどの調査結果を踏まえ、少年がどんな人で、将来また非行を犯す可能性があるかなどの検討をするといった、少年事件における調査官の役割を説明しました。

調査官

高校生から裁判官に質問！！

裁判官は他人の人生を大きく左右させる決断を下す仕事ですが、どういうことにやりがいを感じますか。

他人のこれからの未来を決める立場でプレッシャーを感じたとき、どのようなことを考えていますか。

裁判を行う前に想定した刑と実際の判決にズレが生じたことはありますか。

講義に参加いただいた生徒のみなさんは、講師の話に熱心に耳を傾けている様子でした。
また、講師からの質問に対しては、自分なりの考えを積極的に話してくれました。
特に、「もし自分がこの事件の裁判官だったら、どのような判断をしますか」という講師の問いかけには、自分の意見として、処分の決定とその処分を選んだ理由をしっかりと説明してくれました。
今回の出前講義が法律に関心を持つきっかけになってくれれば、幸いです。

浦和高校のみなさん、ご参加いただき、ありがとうございました！